

消費者

不審なはがきによる 架空請求にご用心!

最近、消費者センターには、「不審なはがきが届いた」という相談が急増しています。今年の4月から7月までの4カ月間だけで80件の相談がありました。

これらのはがきは、女性あてに送られています。過去に契約をした分の未払いがあると思わせ、「民事訴訟の訴状が提出された」「給与・動産・不動産の差し押さえを強制的に履行する」と不安をあおり、訴訟の取り下げなどについて連絡するよう誘導します。

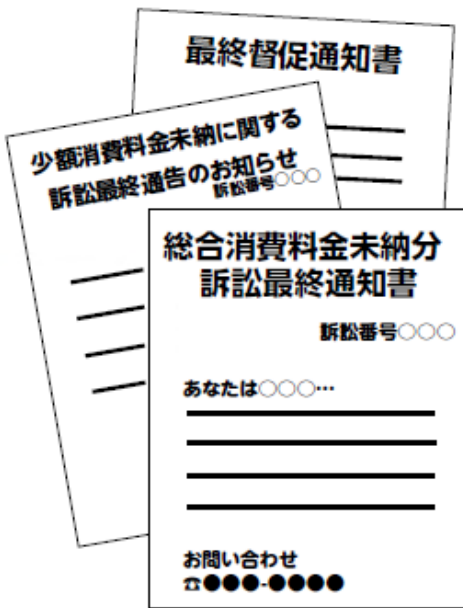
連絡すると、「支払いは今日中に」や「一度支払ってもらって、後で返金する」などと言い、コンビニエンスストアでプリペイドカードを購入して支払うよう指示されます。



* * *

一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは大変困難です。

身に覚えのない請求を受けた場合は無視し、絶対に相手には連絡しないでください。



少しでも「おかしいな？」と思ったら、一人で悩まず、身近な人や消費者センターに相談してください。または、消費者庁の「消費者ホットライン ☎188」へおかけください（※郵便番号を入力すると担当の相談窓口へつながります）。

メールマガジンで最新情報を発信中!

メールマガジンへ登録すると、市内県内で発生した消費者トラブルなどをメールでお知らせします。次のQRコードから空メールを送ってください。



■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用 ☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。